

IV 都市基盤の整備

1 土地造成

有明北地区の造成（盛土等）地盤高さは、A.P.+6.5 m～（既存地盤高）以上とする。

(1) 高潮防潮施設

- ① 高潮施設は、設置場所の土地利用などに応じ、防潮護岸、緩傾斜型防潮堤など、適切な構造形式を採用して整備を図る。
- ② 防潮護岸は、地震時の安全性に十分配慮した構造とするとともに、背後の土地利用と調和のとれた整備を行う。
- ③ 防潮護岸には、ウォーターフロントの活用を図る多目的な機能を持たせたゆとりある空間を確保する。

(2) 埋 立

- ① 公有水面埋立法等の所要の手続きを進め、平成16年度を目途に約35haの埋立を竣功させる。
- ② 埋立竣功時の地盤高は、防潮護岸部が A.P.+6.5 m、その他の宅地部は A.P.+5.0 mとする。

(3) 盛 土

- ① 埋立地の地盤高は、その後の開発に合わせ防潮護岸背後 A.P.+6.5 mから既成市街地の既存地盤高へ緩やかにすりつける。
- ② 盛土用材については、周辺環境への配慮や交通負荷の軽減を図る観点から、可能な限り臨海副都心地域内での建築工事等で発生する土砂を活用する。



2 交通基盤

(1) 広域幹線道路

① 整備方針

広域幹線道路は、臨海副都心及び関連地域の開発にとって重要な路線であり、地元地権者や国等の協力を得ながら、開発への寄与度や交通ネットワークとしての重要度により、優先度の高い路線、区間から整備を進める。

整備に当たっては、有明北地区の埋立事業との整合を図るとともに、広幅員の歩道や道路緑化等により、沿道環境の保全を図る。

② 整備計画

施設名	区間	延長及び標準幅員	整備目途時期	備考
放射34号線延伸部 (晴海通り延伸部)	勝どき二丁目～ 有明二丁目	約2.8km 50m (6車線)	平成17年度	
環状2号線延伸	東新橋一丁目～ 有明二丁目	約4.3km 50m (6車線)	平成27年度	一部区間 平成17年度完成
補助315号線	豊洲五丁目～ 有明二丁目	約3.3km 40m (6車線)	平成27年度	一部区間 平成17年度完成
都市高速道路晴海線	築地一丁目～ 有明二丁目	約5.1km 18.2m (4車線)	放射34号線の延伸に 合わせ整備要請。	有明南ランプは 整備時期検討施設
臨海新交通「ゆりかもめ」 (延伸部)	有明～豊洲	約2.9km	平成17年度 (有明～豊洲)	豊洲～勝どき間は 整備時期検討路線

臨海副都心まちづくり推進計画「広域交通基盤の整備計画」より抜粋

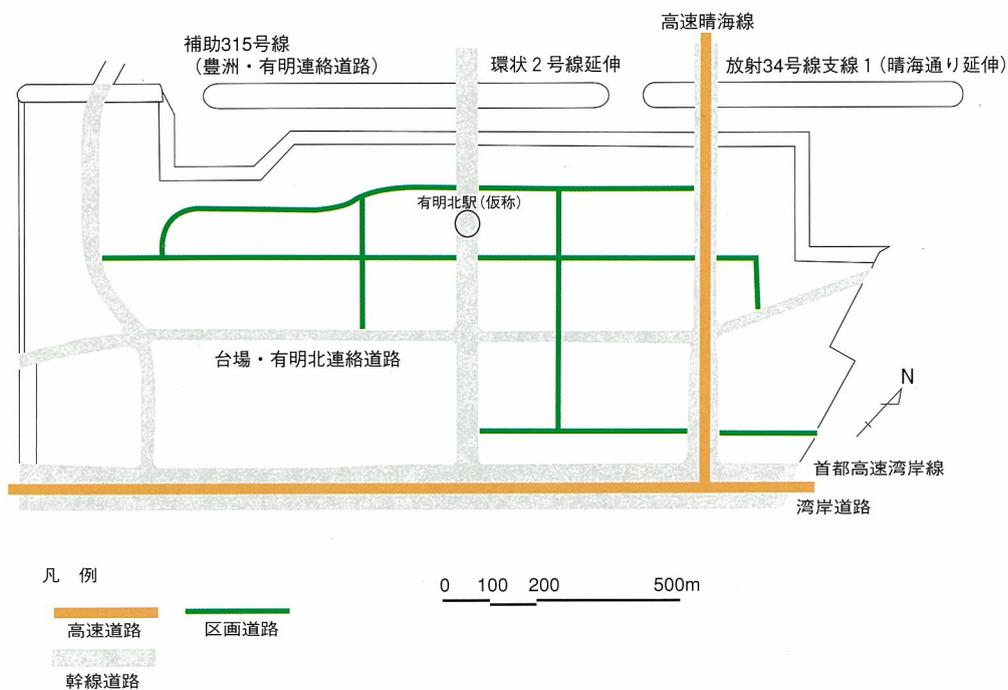
(2) 地域内幹線道路

台場・有明北連絡道路を幅員25mに拡幅する。

(3) 区画道路

区画道路は、利便性に加えて安全で快適な空間とし、原則幅員15mで整備する。ただし、既存埋立地と新埋立地の境に整備する道路(区画道路)のうち放射34号線(晴海通り)より西側については、8mとする。

●道路のネットワーク



(4) 臨海新交通「ゆりかもめ」駅

臨海新交通「ゆりかもめ」の有明北駅（仮称）は、住宅系用地と住・商・業複合用地の中心となる位置に整備する。

(5) その他

- ① 比較的静穏な水域に囲まれているという地域特性を生かして、海上バスのルートの拡充や発着施設等の整備を検討する。
- ② 有明北駅（仮称）の駐輪場の整備については、今後関係者で検討していく。
- ③ 駐車場については、事業者が個別に必要なものを整備することとし、来訪者数等を加味して必要な規模を整備するよう誘導する。

3 供給処理施設

(1) 共同溝

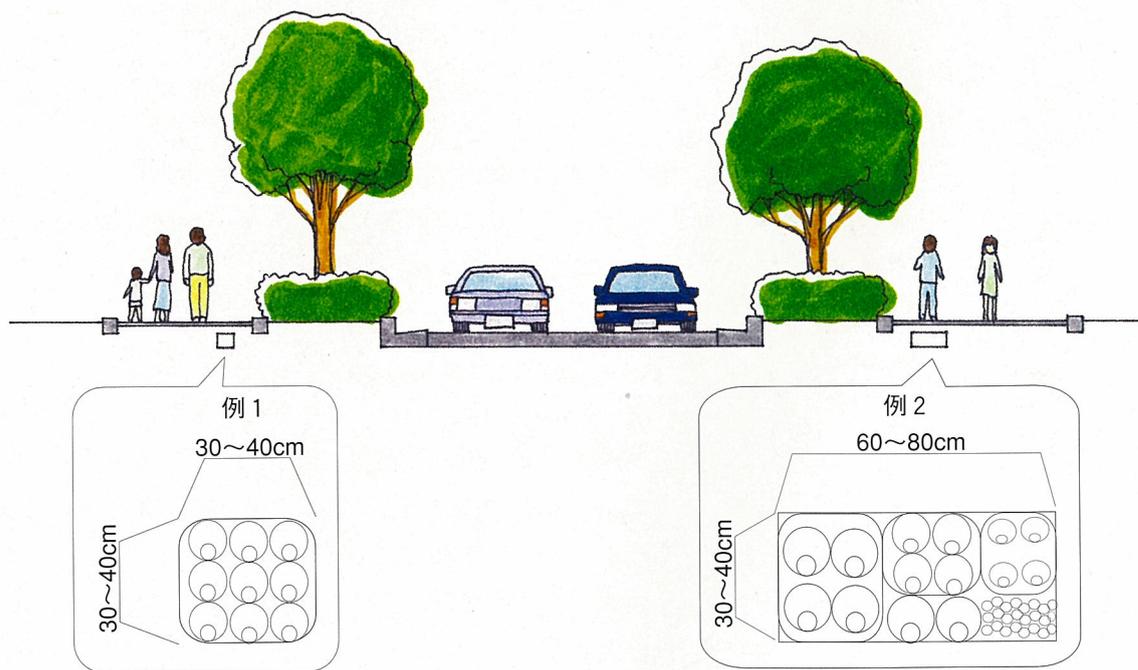
- ① 有明北地区は、土地利用が住宅中心であること及び民間地権者による開発が比較的小規模であること等から、共同溝の整備は行わない。
- ② 電線類を收容するための電線共同溝（C.C.BOX）を整備し、歩行者空間の安全性・快適性の確保、都市景観の向上、急速に進展する高度情報化の対応を図る。

(注) 電線共同溝（C.C.BOX）

道路の地下に電線類や光ファイバーケーブルを一括收容する小型の情報溝で、管路部と分岐等を行う特殊部で構成される方式である。

この方式の特徴は、従来のキャブシステムに比べて構造がコンパクトでフレキシブル、従来型のキャブシステムに比べコストが低廉、新たな通信事業者の事後入溝が可能、などが挙げられる。

電線共同溝（C.C.BOX）



(2) 上水道

- ① 有明北地区内の安定した給水量の確保を図るため、当地区の開発時の道路整備に合わせ、直接地中に埋設することにより配水管を整備していく。
- ② 水資源が有限かつ貴重であるという認識のもとに、トイレ、洗車、散水等に利用する水については、その循環利用を推進し、節水型都市づくりを目指す。

(3) 下水道

- ① 下水の排除方式は分流式とする。
- ② 汚水の処理は、汚水中継ポンプ所を経由後、有明クリーンセンターに圧送し水処理を行う。
- ③ 下水道による当地区の雨水の排除は、1時間あたり50mmの降雨に対応できる施設とし、自然流下による雨水排水が可能な区域は自然排水方式とし、地盤高さの関係から自然排水が困難な地域は、原則としてポンプ排水方式とする。
- ④ 下水道管は、直接地中に埋設することにより整備する。

(4) 電気・ガス・通信

供給の安定性を確保するため、ルートの多重化やバックアップシステム等の構築を行うこととし、具体的な整備は、開発時の道路整備に合わせ、整備していく。



クリーンセンター 有明処理場



有明清掃工場